

## 令和8年度環境対応車導入促進助成事業の手続き

(リース事業者用)

(公社) 全日本トラック協会

実施要領13.(4)に定める、令和8年度における環境対応車導入促進助成事業に係るリース事業者の手続きの詳細は、以下のとおりとする。

### 1. リースによる環境対応車の導入について

- ・全ト協は交付要綱および実施要領にもとづき、実施要領に定められた車両の貸渡しを事業者に対して行うリース事業者に対し、助成金を交付する。
- ・リース事業者は、交付された助成金を、貸渡し先の事業者に対して確実に還元すること。

### 2. リースの条件

(1)	リース期間	原則として法定耐用年数以上
(2)	貸渡し先への助成金の還元	原則として車両価額※から補助金・助成金の総額を控除した額を基礎に、月額リース料率を低減する もしくは、借り受け人に全額を還付することも可能 ※全ト協より、貸渡し先の事業者への助成金還元の状況を示す書類の提出を求める場合がある
(3)	車両の所有	リース事業者が所有
(4)	契 約	貸渡し先の事業者とリース事業者との個別契約
(5)	中途解約	処分制限期間内での中途解約は原則不可
(6)	その他	その他の条件は一般のリース契約に準ずる

※ 注文架装についてもリースの対象とする。

### 3. リース事業者の届出について

- ・全ト協の助成事業を活用して事業者がリースを行う場合、当該年度初回の助成金交付申請時まで、全ト協に対して以下の書類を提出すること(郵送可)。
- ・営業所が複数ある場合は、交付申請から助成金の請求まで、法人単位で窓口を必

ず一本化すること（1法人1担当者）。

- ・届け出た情報が変更となった場合は、速やかに連絡すること。

#### 【提出書類】

- ① リース事業者届出書（別紙）
- ② 登記簿謄本（写し可）※3ヶ月以内のもの
- ③ 担当者名刺（1枚）※「様式3-3 環境対応車導入促進助成金請求書」に記載の「担当者」と同一の氏名とすること

#### 【書類送付先】

〒160-0004  
東京都新宿区四谷3-2-5  
公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 宛

## 4. 交付申請

### （1）申請者について

- ・全ト協および地方ト協への助成金申請について、リースによる導入の場合の申請は、原則、貸渡し先の事業者とするが、申請時にリース事業者が確定している場合は双方で十分に情報共有を図ったうえで、リース事業者が行ってもよい。

### （2）手順

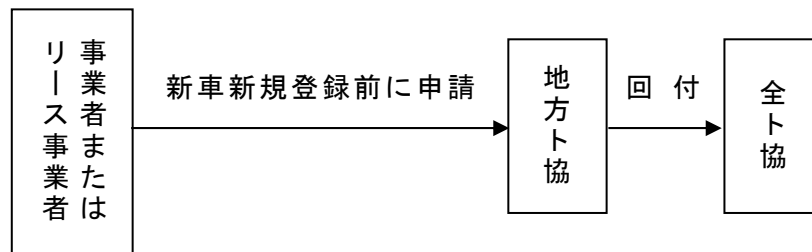
- ・貸渡し先の事業者は、助成対象車両の新車新規登録を行う前に所属する地方ト協に対し、交付要綱に定める「環境対応車導入促進助成金交付申請書」（様式1）に代えて、複写式の「全ト協様式1（第6条関係）」を提出すること。
- ・複写式の「全ト協様式1（第6条関係）」の所定欄に、リース事業者に関する情報の記入が必要となる（押印は不要）。
- ・申請車両の型式の確認のため、必ず見積書（写）を添付すること。
- ・「申請者控え」を地方ト協から必ず受け取ること。

■提出書類：全ト協様式1（第6条関係） ※下記すべてを地方ト協に提出

- ・都道府県トラック協会控
- ・全日本トラック協会控
- ・交付決定通知書 「全ト協様式2（第7条関係）」
- ・申請者控（リース事業者または貸渡し先の事業者において保管すること）

■添付書類：見積書（写）

- ・提出された交付申請書は、地方ト協より全ト協へ回付される。



(3) 助成対象車両及び助成額

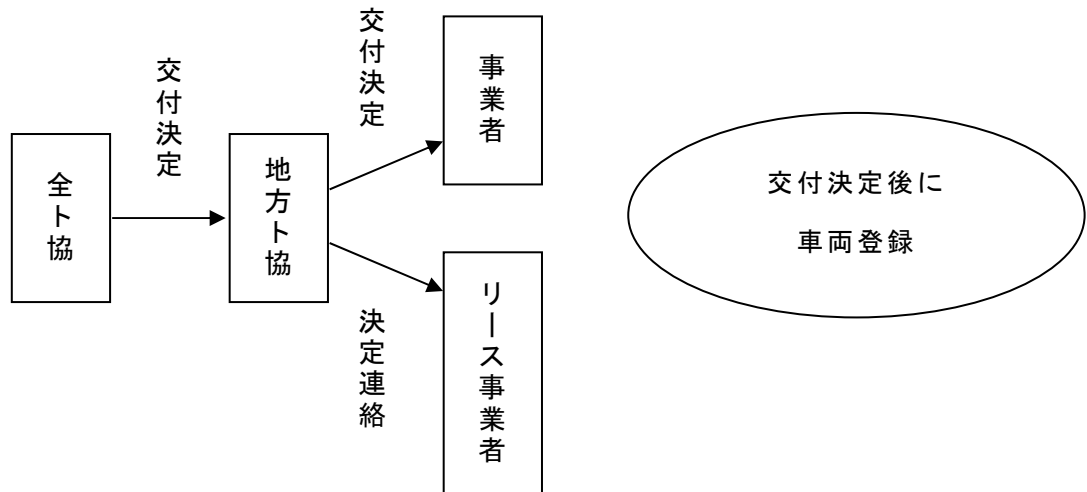
- ・助成対象車両の参考車両型式については、年度初めに全ト協のホームページで公表する。
- ・年度内に車両型式の追加等があった場合は、速やかに全ト協のホームページ情報を更新する。

(4) 交付申請書の提出期限

- ・令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）（全ト協必着）
- ・ただし、4月～6月の登録車両に限り事後の申請を認めることとし、その受付期限は7月31日（金）とする。
- ・上記期間内であっても、予算に達した場合は、受付を終了することがある。
- ・地方ト協の申請受付期間はそれぞれ異なるため、事前に確認を行うこと。

5. 交付決定および車両登録等

- ・全ト協は、地方ト協から回付された交付申請書を受領し、申請書および添付書類を審査後、予算の範囲内で交付決定を行い、おおむね10日毎に地方ト協へ交付決定通知書を送付する。
- ・地方ト協は、全ト協からの交付決定通知を受けて、原則、事業者に対し交付決定をおこない、リース事業者に対し交付決定の連絡をおこなう。
- ・リース事業者は、交付決定後に、新車新規登録をおこなうこと。



## 6. 実績報告

- ・助成対象車両の新車新規登録を完了した事業者は、完了から原則1ヶ月以内に、所属する地方ト協へ実績報告書（兼助成金請求書）を提出すること。
- ・地方ト協の様式、提出書類および各期限等については、事業者の所属する地方ト協に確認すること。

■ 提出書類：実績報告書（様式は所属の地方ト協に確認すること。）

■ 添付書類：

① 「自動車検査証記録事項」を出力したもの（紙）の写し等

② リース契約書（写）

※リース契約書に車台番号等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、借受証等の導入車両を確認できる書類を添付すること。

※転貸リースの場合は、中間会社の契約書等も含めて添付すること

③（割賦の場合）割賦販売契約書（写）

※契約書に車台番号等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、物件受領証等の導入車両を確認できる書類を添付すること。

④（電気自動車及び燃料電池自動車の場合）車両の所有者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

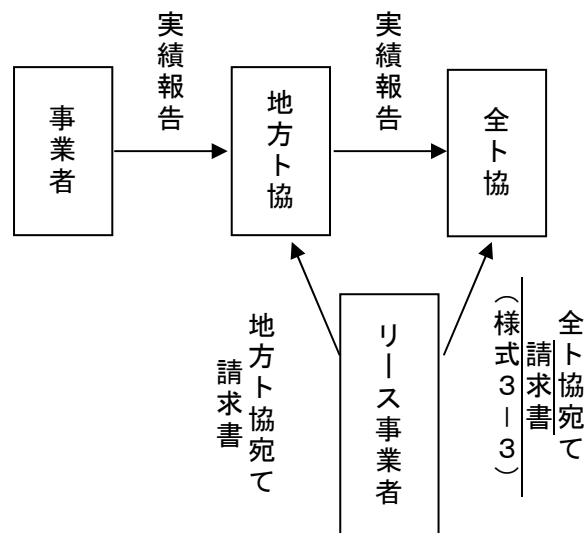
⑤ そのほか地方ト協が定める書類

- ・地方ト協は、事業者から提出された実績報告書の内容をもとに、全ト協の様式に

もとづいて全ト協に実績報告書を提出する。

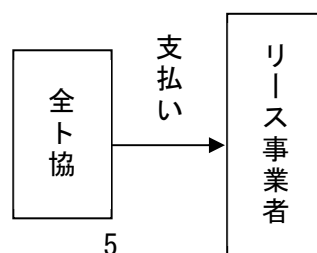
## 7. 助成金請求

- ・ 地方ト協および全ト協からリース事業者に対してそれぞれ助成金を交付するため、リース事業者は車両1台ごとに「地方ト協あて」「全ト協あて」の請求書を提出する。
- ・ 全ト協に対しては、交付要綱に定める「環境対応車導入促進助成金請求書」(様式3-3)を提出すること。
- ・ 地方ト協の様式については、事業者の所属する地方ト協に確認すること。



## 8. 助成金の支払い

- ・ 全ト協は、地方ト協から提出された実績報告書とリース事業者から提出された請求書が揃った時点で、それぞれの内容を照合・審査の上、リース事業者に対し助成金を支払う。
- ・ 助成金の支払いについては、原則として、内容の審査が完了した月の末日締め、翌月末の支払いとする。但し、支払い日が土曜・日曜・祝祭日にあたる場合は、その後の平日とする。
- ・ 地方ト協からの支払い条件については、事業者の所属する地方ト協に確認すること。



## 9. 変更および取下げ

- ・交付決定後に申請内容を変更する場合及び導入を中止する場合、リース事業者はあらかじめ地方ト協に報告したうえで、必要な書類を速やかに所属する地方ト協へ提出すること。
- ・地方ト協の様式については、事業者の所属する地方ト協に確認すること。

### 【変更】

提出書類	取扱い例
交付申請変更届出書※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両型式の変更</li> <li>・申請台数の変更</li> <li>・使用の本拠の位置の変更、但し、同一都道府県内に限る。</li> <li>・大幅な事業完了日の変更</li> </ul>

### 【取下げ】

提出書類	取扱い例
交付申請取下届出書※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額の増額を伴う変更</li> <li>・導入の中止</li> <li>・その他変更届で対応できない事項</li> </ul>

※様式は地方ト協に確認すること。

## 10. 財産の処分制限等

### (1) 助成金の返還

- ・交付要綱第11条及び第11条の2並びに第12条に該当する場合は、原則として、財産処分等の制限期間が経過するまでの期間に相当する額の助成金の返還（原則として月数割り）を求める。
- ・この場合、リース事業者は、以下に示す書類のほか、必要な提出様式および添付書類を事業者の所属する地方ト協に確認のうえ、速やかに地方ト協に提出する。

リースの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規登録時の「自動車検査証記録事項」を出力したもの（紙）の写し</li> <li>・財産処分時の「自動車検査証記録事項」を出力したもの（紙）の写し</li> <li>・リース事業者と貸渡先の事業者との間のリース契約が終了したことを証するもの</li> <li>・その他、全ト協が求めるもの</li> </ul>
--------	---

- ・地方ト協は、リース事業者から提出された内容を基に、全ト協の様式にもとづいて全ト協に財産処分等届出書を提出する。
- ・全ト協は、地方ト協から提出された届出の内容を審査のうえ、リース事業者に対し助成金の返還を求めるとともに、地方ト協に対してその内容を通知する。

## (2) 助成金の返還の免除

- ・全ト協が以下に該当すると判断した場合は、助成金返還の対象としない。ただし、下記①に該当する助成金の交付対象車両は永久抹消登録とすることを条件とする。
  - ① 財産処分の理由が自己の責によらないと判断されるもの
  - ② 財産処分の理由がやむを得ないものと判断されるもの
- ・なお、助成金返還が免除される場合であっても、地方ト協に対する必要書類及び、地方ト協が求める添付書類を提出すること。
- ・全ト協がリース事業者に対して助成金返還を求めないことを決定した場合、全ト協から事業者の所属する地方ト協に対してその内容を通知する。
- ・地方ト協は、全ト協からの通知を受けて、リース事業者にその内容を通知する。

### 1 1. そのほか留意事項

- ① 交付申請時におけるトラック協会の非会員事業者に対する助成は行わない。
- ② 地方ト協によって、助成額やその他制限事項を個別に設定している場合があるため、必ず事前に確認すること。
- ③ 本手続き内容に定めのない事項等については、本事業の趣旨に則り別途定める。

以上